

令和7年11月定例会 文教厚生委員会

令和7年12月18日（木）

〔委員会の概要 保健福祉部関係〕

出席委員

委員長	東条	恭子
副委員長	山西	国朗
委員	大塚	明廣
委員	元木	章生
委員	井川	龍二
委員	竹内	義了
委員	浪越	憲一
委員	岡	佑樹
委員	曾根	大志

議会事務局

政策調査課副課長	仁木	ちあき
議事課課長補佐	小泉	尚美

説明者職氏名

〔保健福祉部〕

部長	福壽	由法
医務技監	鎌村	好孝
副部長	田上	賢児
次長（医療人材確保対策担当）	新田	哲弘
次長（健康福祉担当）	大西	秀城
保健福祉政策課長	美原	隆寛
地域共生推進課長	杉友	賞之
医療政策課長	藤坂	仁貴
健康寿命推進課長	井原	香
薬務課長	高瀬	真紀
長寿いきがい課長	島田	准子
障がい福祉課長	杉生	忍

保健福祉部

【追加提出予定議案】（説明資料（その3））

○ 議案第29号 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第7号）

【報告事項】

なし

東条恭子委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時14分）

これより保健福祉部関係の調査を行います。

この際、保健福祉部関係の追加提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

福壽保健福祉部長

それでは、明日の本会議に追加提出予定の保健福祉部関係の案件について、御説明いたします。

お手元のタブレットの文教厚生委員会説明資料（その3）の3ページを御覧ください。

一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございます。

表の一番下、左から3列目、補正額欄に記載のとおり、合計で42億9,273万8,000円の増額補正をお願いしております。補正後の予算額は、合計で827億7,891万9,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、課別主要事項説明により、御説明いたします。

4ページを御覧ください。地域共生推進課でございます。

生活保護総務費の摘要欄①のア、医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業費の429万円は、救護施設に対し光熱費、食材費等の高騰に対する一時金を支給するための経費でございます。

5ページを御覧ください。医療政策課でございます。

医務費の摘要欄①のア、6億4,965万7,000円は、医療機関等に対し光熱費、食材費等の高騰に対する一時金を支給するための経費でございます。

同じく①のイ、新規事業、医療機関における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費の4億5,791万8,000円は、医療機関等における職員の処遇改善や物価上昇の影響に対する支援を行うための経費でございます。

続きまして、6ページを御覧ください。健康寿命推進課でございます。

精神衛生費の摘要欄①のア、2,379万円は、精神障がい者施設に対し、光熱費、食材費等の高騰に対する一時金を支給するための経費でございます。

同じく①のイ、新規事業、福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援事業費の2,094万円は、精神障がい者施設における職員の処遇改善を支援するための経費でございます。

7ページを御覧ください。薬務課でございます。

薬務費の摘要欄①のア、815万円は、薬局に対し光熱費等の高騰に対する一時金を支給するための経費でございます。

同じく①のイ、新規事業、薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費の8,385万3,000円は、薬局における職員の処遇改善や物価上昇の影響に対する支援を行うための経費でございます。

8ページを御覧ください。長寿いきがい課でございます。

老人福祉費の摘要欄①のア、6億2,857万円は、高齢者施設に対し光熱費、食材費等の

高騰に対する一時金を支給するための経費でございます。

また、②のア、新規事業、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費の14億3,200万円は、高齢者施設における職員の処遇改善を支援するための経費でございます。

同じく②のイ、新規事業、介護施設等における設備・備品購入支援事業費の2億900万円及びウの新規事業、介護施設等における食料品購入支援事業費の1億5,400万円は、物価上昇の影響がある中でも、介護施設等が必要な介護サービスを円滑に継続できるよう支援するための経費でございます。

続きまして、9ページを御覧ください。障がい福祉課でございます。

障がい者福祉費の摘要欄①のア、1億9,801万円は、障がい者施設に対し光熱費、食材費等の高騰に対する一時金を支給するための経費でございます。

同じく①のイ、新規事業、福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援事業費の4億2,256万円は、障がい者施設における職員の処遇改善を支援するための経費でございます。

次に、10ページを御覧ください。繰越明許費でございます。

今回の補正予算の全額につきまして、繰越しをお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

東条恭子委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

元木章生委員

ただいま、福祉あるいは介護、医療、薬局等における賃上げや物価上昇に対する支援について御説明を頂いたところであります。

人材確保が喫緊の課題となる中、このような処遇改善や経営改善を同時に行う支援制度は極めて重要な施策であると感じているところでございます。

厚生労働省におきましても、医療機関や薬局などにおける従事者の処遇改善と物価上昇の影響に対して支援することで、医療提供体制や各種福祉分野の充実を図っていく様々な予算要求がなされていると承知しております。

まず、新規事業の部分があるんですけども、新規事業とした狙いや背景等について伺いたします。両事業とも新規事業として実施するに至った背景や現場の課題認識について、教えていただけたらと思います。

特に本県では近年大幅な賃金上昇がなされる中で、賃上げの必要性、物価上昇による経営の圧迫、人材流出への危機感等をどのように捉えているのか現状を教えてくださいと思います。

美原保健福祉政策課長

元木委員から、新規事業の提案趣旨につきまして御質問があったところでございます。

今回、新規事業として事業が幾つかございますけれども、内容としましては、国の総合経済対策による補正予算を活用し、医療・福祉・介護事業者への支援と賃上げ・物価上昇に対する支援を行うものでございます。

長引く物価高騰の中、国が定める公定価格により運営している医療機関や社会福祉施設などにおきましては、物価高騰の影響を自らの判断では価格転嫁できない厳しい状況にありながらも、県民の命と健康を守るため懸命に事業を継続していただいているところでございます。

こうした状況を踏まえ、県内の医療機関や社会福祉施設などに対しまして、賃上げや物価高騰等の影響に関する支援を行い、県民生活に必要な医療サービス提供の確保を図るためということでございます。

元木章生委員

それでは、福祉・介護分野に重点的に絞ってお伺いしたいと思います。

こういった介護や障がい福祉等の分野では、他産業との賃金格差が大きく、人材確保が困難となっている施設もあると伺っております。

今回の支援が現場職員の賃上げにどのように結び付く設計となっているのか、また事業者の経営安定との両立をどのように図ろうとしているのかお伺いいたします。

島田長寿いきがい課長

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業についてでございますが、委員おっしゃるように本年7月に公表されました2025年の春闘におきましても、一般企業の賃上げ上昇率が5.52%と高水準となる中、介護分野での賃上げ率は平均で2.58%にとどまり、介護分野と他産業との賃金格差が約8万円生じているところでございます。

これを受けまして国では、先ほど申しましたように総合経済対策の補正予算が成立し、医療・介護等支援パッケージとして緊急措置をされる中で、この処遇改善や賃上げのための事業が出されたところでございます。

具体的には、介護従事者に対して幅広く月1万円の賃上げ支援を実施、また生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して月5,000円の上乗せ、併せて介護職員の職場環境改善支援を人件費に充てた場合、職員の賃上げに換算しますと月4,000円の賃上げに相当する部分が当事業で支援されるものと考えております。

この事業によりまして、介護職員の人材の流出等を防ぐための支援につながるものと考えております。

元木章生委員

今回の取組が各施設の職員さんのモチベーションの向上ですとか、あるいは定着率アップにつながるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、医療機関と薬局の位置付けについても、併せて教えていただけたらと思います。

医療機関や薬局におきましても、診療報酬や調剤報酬がすぐに反映されていない中で、賃上げと物価高への対応が負担となっているという声もあると伺っております。

今回の支援につきまして、医師や看護師、薬剤師等の負担軽減や処遇改善に向けて、ど

のような効果を期待しているのか、お伺いいたします。

藤坂医療政策課長

ただいま元木委員より、医療機関の賃上げにつながるような取組をとということで、今回の医療・介護等支援パッケージ、国の補助事業になりますが、こちらにつきましては一昨日に成立した国の補正に呼応して、地域に必要な医療提供体制を確保するために、医療機関や薬局におけます従業者の処遇改善を支援し、併せて診療に必要な経費に係る物価上昇の影響を支援するものでございまして、医科、歯科ともですが、診療所でありますとか、保険薬局等を対象に全額国費で支援するものでございます。

賃上げにつきましては、先ほどもありましたように、他産業に比べて医療機関の賃上げが低い状況、診療報酬が令和6年に改定されましたがその後の賃上げや物価上昇に追いついていない状況がございまして。現在、国で診療報酬改定に向けた作業が進んでいるところでございますが、それまでの間、賃上げにつながるような支援として、国のメニューで示されたものでございまして、国からもできる限り年内に地方でも予算をとということで、今回提案させてもらったものでございます。

例えば歯科診療所でございますと、1施設当たり32万円を支援することになっておりまして、そのうち賃上げ分については15万円を措置することになっております。こういったことも活用して、できる限り広く活用いただいて賃上げにつながるように努めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

高瀬薬務課長

続きまして、保険薬局につきましての御説明をさせていただきます。

保険薬局につきましても従事者の処遇改善を支援するとともに、必要な経費に係る物価上昇の影響に対する支援を行うものとしております。

金額といたしましては、賃金につきまして1法人の薬局規模に応じて傾斜配分をしております。例えば薬局数が1店舗から5店舗につきましては、賃金として14万5,000円、それから薬局数6店舗から19店舗につきましては10万5,000円、薬局数20店舗以上につきましては7万円、また物価につきましても薬局数1店舗から5店舗につきましては8万5,000円、6店舗から19店舗が7万5,000円、20店舗からが5万円となっております。

合計でいきますと、薬局数が1店舗から5店舗につきましては23万円、薬局数6店舗から19店舗につきましては18万円、20店舗以上につきましては12万円という形での支援を行いたいと考えております。

元木章生委員

県内の医療機関等におきましても廃業等の課題があるエリアもございまして、お医者さんですとか、あるいは看護師さん、薬剤師さんにも負担が大きな施設もあると伺っております。

是非そういった方々の勤労意欲が維持されて、住民サービス、医療提供サービスの水準が維持できますように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

東条恭子委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で保健福祉部関係の調査を終わります。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（13時29分）